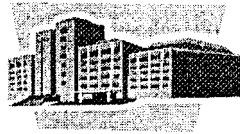


周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する 分娩施設に係る特例措置の創設

総合周産期医療

- リスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療
- 周産期医療システムの中核としての地域の周産期医療施設との連携
- 周産期医療情報センター

◇◇総合周産期
母子医療センター



新築・増改築時の不動産（分娩関連部分）
の価格の2分の1に相当する額を価格から
控除する課税標準の特例措置を講じる。
（2年間）

母体・新生児搬送

地域周産期医療

- 周産期に係る比較的高度な医療行為
- 24時間体制での周産期救急医療

△△地域周産期
母子医療センター

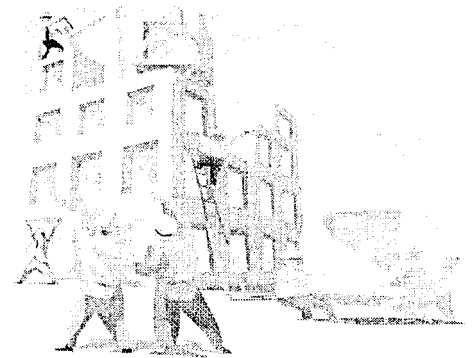


オープンシステム等による連携

正常分娩

- 正常分娩の対応
- 妊婦健診を含めた分娩前後の診療
- 他医療機関との連携によるリスクの低い帝王切開術の対応

○○病院、◆◆診療所、□□助産所



公益法人制度改革に伴う税制上の所要の措置

【国税】 医師会等が行う開放型病院等に対する税制上の特例措置の存続等（法人税）

公益法人制度改革後も、収益事業の範囲について、地域の医療提供体制を支える医師会等が行う開放型病院等（注）については医療保健業の収益事業から除外する措置について要件の見直しを行ったうえで存続するための所要の整備を行うこととされた。

（注）医師会等が行う開放型病院の他に次のものがある

- ・ 無料又は低額な料金による診療事業を行う福祉病院
- ・ 都道府県看護協会が実施する訪問看護ステーション（訪問看護に付随して行われる部分）

等

【地方税】 医療関係者の養成所等に係る税制上の所要の措置（固定資産税等）

- ① 看護師などの医療関係者の養成所や社会福祉施設などを運営する現制度の公益法人が、公益法人制度改革後に一般社団法人・一般財団法人となった場合には、平成25年度分まで既存施設について固定資産税等の非課税措置を継続。
- ② 新制度の公益社団法人・公益財団法人が設置する看護師などの医療関係者の養成所や社会福祉施設などについて、現行の公益法人が設置するものと同様に固定資産税等の非課税措置を講じる。
- ③ 特例民法法人（新制度下の法人に移行する前の現制度の公益法人。経過措置期間は平成20年12月の施行から5年間。）から一般社団法人・一般財団法人に移行する法人が設置する施設については、これまで固定資産税等の非課税措置が講じられてきた経緯も踏まえ、平成25年度までの間にできるだけ速やかに必要な検討を行い、適切な措置を講ずる。

医師会等が行う開放型病院等に対する税制上の特例措置の存続

参考条文

○ 法人税法（昭和四十年三月三十一日法律第三十四号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二 略

十三 収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう。

（納税義務者）

第四条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を営む場合又は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。

法人税法施行令

（昭和四十年三月三十一日政令第九十七号）

（収益事業の範囲）

第五条 法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

一～二十八 略

二十九 医療保健業（財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるもの以外のもの

イ～ル 略

ヲ 一定の地域内の医師又は歯科医師を会員として民法第三十四条の規定により設立された法人で、その残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内のすべての医師又は歯科医師の利用に供されることとなっており、かつ、その診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件を備えるものが行う医療保健業

ワ～カ 略

ヨ イからカまでに掲げるもののほか、残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件を備える公益法人等が行う医療保健業

○ 法人税法施行規則（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十二号）

（医師会法人等が行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件）

第五条 令第五条第一項第二十九号ヲ（医療保健業）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 一又は二以上の都道府県、郡、市、町、村、特別区（旧東京都制（昭和十八年法律第八十九号）第四百四十条第二項（区の区域等）に規定する従来の東京市の区を含む。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項（指定都市の事務）に規定する指定都市の区の区域を単位とし、当該区域内の医師又は歯科医師を会員として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された社団法人である医師会又は歯科医師会（以下この条において「医師会法人等」という。）で、当該医師会法人等の当該事業年度終了の日において当該医師会法人等の組織されている区域の医師又は歯科医師の大部分を会員としているものであること。
- 二 医師会法人等の当該事業年度終了の日における定款に、当該医師会法人等が解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等のうち当該医師会法人等と類似する目的をもつものに帰属する旨の定めがあること。
- 三 医師会法人等の当該事業年度を通じて、当該医師会法人等の開設するすべての病院又は診療所（専ら臨床検査をその業務とするものを含む。次号において「病院等」という。）が当該医師会法人等の組織されている区域の医師又は歯科医師（次号において「地域医師等」という。）のすべての者の利用に供するため開放され、かつ、これらの者によつて利用されていること。
- 四 医師会法人等の当該事業年度を通じて、当該医師会法人等の開設するすべての病院等における診療行為が、当該病院等以外の病院又は診療所において主として診療を行う地域医師等の当該診療を受けた患者でその後引き続き当該地域医師等によつて主として診療されるものに対して専ら行われていること。
- 五 医師会法人等の当該事業年度を通じて、当該医師会法人等の受ける診療報酬又は利用料の額が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第八十五条第二項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額、同法第八十五条の二第二項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額その他これらに準ずる額以下であること。

(公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件)

第六条 令第五条第一項第二十九号ヨ(医療保健業)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 公益法人等の当該事業年度終了の日における主務大臣又は都道府県知事の許可を受けた定款又は寄附行為その他これらに準ずるものに、当該公益法人等が解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等のうち当該公益法人等と類似する目的をもつものに帰属する旨の定めがあること。
- 二 公益法人等の当該事業年度を通じて、次に掲げる者(以下この条において「特殊関係者」という。)のうち当該公益法人等の役員となつているものの数が当該公益法人等の役員数の二分の一未満であること。
 - イ 当該公益法人等に対して、財産を無償で提供した者、財産を譲渡(当該譲渡が業としてされた場合を除く。)した者又は医療施設を貸与している者
 - ロ 当該公益法人等の行う医療保健業が個人又は法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。)の行つていた医療保健業を継承したと認められる場合には、当該個人又は法人の行つていた医療保健業を主宰していたと認められる者
 - ハ イ又はロに掲げる者の相続人及び当該相続人の相続人
 - ニ イ、ロ又はハに掲げる者の親族及び当該親族の配偶者
 - ホ イ、ロ又はハに掲げる者とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びイ、ロ又はハに掲げる者(イに掲げる者にあつては、個人である場合に限る。)の使用人(イ、ロ又はハに掲げる者の使用人であつた者で当該公益法人等の事業に従事するためこれらの者の使用人でなくなつたと認められるものを含む。)
 - ヘ イに掲げる者が法人(国及び公共法人並びに公益法人等でその役員のうちその公益法人等に対しイからニまで及びトに掲げる者と同様の関係にある者の数がその役員数の二分の一未満であるものを除く。)である場合には、その法人の役員又は使用人(その法人の役員又は使用人であつた者で当該公益法人等の事業に従事するためその法人の役員又は使用人でなくなつたと認められるものを含む。)
 - ト イ、ロ、ハ又はニに掲げる者の関係会社(イ、ロ、ハ及びニに掲げる者の有するその会社の株式又は出資の数又は金額が当該会社の発行済株式又は出資(当該会社が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合におけるその会社をいう。)の役員又は使用人(その関係会社の役員又は使用人であつた者で当該公益法人等の事業に従事するためその関係会社の役員又は使用人でなくなつたと認められるものを含む。)
- 三 公益法人等の当該事業年度を通じて、当該公益法人等が自費患者から受ける診療報酬の額が健康保険法第七十六条第二項(療養の給付に関する費用)の規定により算定される額、同法第八十五条第二項(入院時食事療養費)に規定する基準により算定された同項の費用の額、同法第八十五条の二第二項(入院時生活療養費)に規定する基準により算定された同項の費用の額その他これらに準ずる額以下であり、かつ、その行う診療の程度が同法第七十二条(保険医又は保険薬剤師の責務)に規定する診療の程度以上で

あること。ただし、当該公益法人等が次号のイから二までに掲げる事項のすべてに該当するものであるときは、この限りでない。

四 公益法人等の当該事業年度を通じて、当該公益法人等が次のイから八までに掲げる事項のうちいずれかの事項及び二に掲げる事項に該当し、又はホに掲げる事項に該当することにつき厚生労働大臣の証明があるものであること。

イ 医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第二十二条第一号 及び第四号 から第九号 まで（地域医療支援病院の施設の基準）に掲げる施設のすべてを有していること。

ロ 医師法（昭和三十二年法律第二百一十号）第十一条第二号（医師国家試験の受験資格）若しくは歯科医師法（昭和三十二年法律第二百二号）第十一条第二号（歯科医師国家試験の受験資格）に規定する実地修練又は医師法第十六条の二第一項（臨床研修）に規定する臨床研修を行うための施設を有していること。

ハ 厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する保健師、助産師、看護師（准看護師を含む。）、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士若しくは視能訓練士の養成所を有し、又は医学若しくは歯学に関する学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）の規定による大学及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）の規定による専門学校を含む。）の教職の経験若しくは担当診療科に関し五年以上の経験を有する医師若しくは歯科医師を指導医として、常時三人以上の医師若しくは歯科医師の再教育（再教育を受ける医師若しくは歯科医師に対して報酬を支給しないものに限る。）を行っていること。

ニ 生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）第十五条（医療扶助）若しくは第十六条（出産扶助）に規定する扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法第七十六条第二項の規定により算定される額及び同法第八十五条第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第八十五条の二第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数が取扱患者の総延数の十分の一以上であること。

ホ 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）第六十九条第一項（第二種社会福祉事業開始の届出）の規定により同法第二条第三項第九号（無料又は低額な料金による診療事業）に掲げる事業を行う旨の届出をし、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従って当該事業を行っていること。

五 公益法人等の当該事業年度を通じて、当該公益法人等がその特殊関係者に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給その他財産の運用及び事業の収入支出に関して特別の利益を与えていないと認められるものであり、かつ、当該事業年度において、当該公益法人等がその特殊関係者（第二号ホ、ヘ又はトに規定する使用人のうち当該公益法人等の役員でない者を除く。）に支給した給与の合計額が当該公益法人等の役員及び使用人に支給した給与の合計額の四分の一に相当する金額以下のものであること。

5. 特定機能病院の承認状況

(平成19年9月1日現在)

区分	医療機関名	所在地	審議日	承認効力日
1	国立がんセンター中央病院	東京都中央区築地5丁目1番1号	H 5. 8. 2	H 5. 9. 1
2	国立循環器病センター	大阪府吹田市藤白台5丁目7番1号	H 5. 8. 2	H 5. 9. 1
3	順天堂大学医学部附属順天堂医院	東京都文京区本郷3丁目1番3号	H 5.10.26	H 5.12. 1
4	日本医科大学付属病院	東京都文京区千駄木1丁目1番5号	H 5.10.26	H 5.12. 1
5	日本大学医学部附属板橋病院	東京都板橋区大谷口上町30番1号	H 5.10.26	H 5.12. 1
6	東邦大学医療センター大森病院	東京都大田区大森西6丁目11番1号	H 5.11.26	H 5.12. 1
7	関西医科大学附属枚方病院	大阪府枚方市新町2丁目3番1号	H17.12.13	H18. 1. 1
8	久留米大学病院	福岡県久留米市旭町67番地	H 5.11.26	H 5.12. 1
9	北里大学病院	神奈川県相模原市北里1丁目15番1号	H 5.11.26	H 5.12. 1
10	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号	H 5.11.26	H 5.12. 1
11	東海大学医学部付属病院	神奈川県伊勢原市下糟屋143番地	H 5.11.26	H 5.12. 1
12	近畿大学医学部附属病院	大阪府大阪狭山市大野東377番地の2	H 5.12. 8	H 6. 1. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
13	自治医科大学附属病院	栃木県下野市薬師寺3311番地1	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
14	長崎大学医学部・歯学部附属病院	長崎県長崎市坂本1丁目7番1号	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
15	山口大学医学部附属病院	山口県宇部市南小串1丁目1番1号	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
16	高知大学医学部附属病院	高知県南国市岡豊町小蓮185番地1	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
17	秋田大学医学部附属病院	秋田県秋田市本道1丁目1番地1号	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
18	東京慈恵会医科大学附属病院	東京都港区西新橋3丁目19番18号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
19	大阪医科大学附属病院	大阪府高槻市大学町2番7号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
20	慶應義塾大学病院	東京都新宿区信濃町35番地	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
21	福岡大学病院	福岡県福岡市城南区七隈7丁目45番1号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
22	愛知医科大学病院	愛知県愛知郡長久手町大字岩作字雁又21番地	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
23	岩手医科大学附属病院	岩手県盛岡市内丸19番1号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
24	獨協医科大学病院	栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880番地	H 6. 2.17	H 6. 3. 1
25	埼玉医科大学病院	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38番地	H 6. 2.17	H 6. 3. 1
26	昭和大学病院	東京都品川区旗の台1丁目5番8号	H 6. 2.17	H 6. 3. 1

区分	医療機関名	所在地	審議日	承認効力日
27	兵庫医科大学病院	兵庫県西宮市武庫川町1番1号	H 6. 2. 17	H 6. 3. 1
28	金沢医科大学病院	石川県河北郡内灘町字大学1丁目1番地	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
29	杏林大学医学部附属病院	東京都三鷹市新川6丁目20番2号	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
30	川崎医科大学附属病院	岡山県倉敷市松島577番地	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
31	帝京大学医学部附属病院	東京都板橋区加賀2丁目11番地1号	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
32	産業医科大学病院	福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
33	藤田保健衛生大学病院	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地の98	H 6. 4. 12	H 6. 5. 1
34	東京医科歯科大学医学部附属病院	東京都文京区湯島1丁目5番45号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
35	千葉大学医学部附属病院	千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
36	信州大学医学部附属病院	長野県松本市旭3丁目1番1号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
37	富山大学附属病院	富山県富山市杉谷2630番地	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
38	神戸大学医学部附属病院	兵庫県神戸市中央区楠町7丁目5番2号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
39	香川大学医学部附属病院	香川県木田郡三木町大字池戸1750-1	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
40	徳島大学病院	徳島県徳島市蔵本町2丁目50-1	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
41	弘前大学医学部附属病院	青森県弘前市大字本町53番地	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1
42	東北大学医学部附属病院	宮城県仙台市青葉区星陵町1番1号	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1
43	岐阜大学医学部附属病院	岐阜県岐阜市柳戸1番1	H16. 5. 17	H16. 5. 20
44	広島大学病院	広島県広島市南区霞1丁目2番3号	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1
45	琉球大学医学部附属病院	沖縄県中頭郡西原町字上原207番地	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1
46	北海道大学病院	北海道札幌市北区14条西5丁目	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
47	旭川医科大学病院	北海道旭川市西神楽4線5号3番地の11	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
48	鳥取大学医学部附属病院	鳥取県米子市西町36番地の1	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
49	愛媛大学医学部附属病院	愛媛県温泉郡重信町大字志津川	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
50	宮崎大学医学部附属病院	宮崎県宮崎郡清武町大字木原5200番地	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
51	鹿児島大学病院	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
52	山形大学医学部附属病院	山形県山形市飯田西2丁目2番2号	H 6. 10. 21	H 6. 11. 1
53	三重大学医学部附属病院	三重県津市江戸橋2丁目174番地	H 6. 10. 21	H 6. 11. 1
54	大阪大学医学部附属病院	大阪府吹田市山田丘2番15号	H 6. 10. 21	H 6. 11. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
55	岡 山 大 学 病 院	岡山県岡山市鹿田町2丁目5番1号	H 6.10.21	H 6.11.1
56	大分大学医学部附属病院	大分県由布市挾間町医大ヶ丘一丁目1番地	H 6.10.21	H 6.11.1
57	福井大学医学部附属病院	福井県吉田郡松岡町下合月第23号3番地	H 6.11.21	H 6.12.1
58	新潟大学医歯学総合病院	新潟県新潟市旭町通1番町754番地	H 6.11.21	H 6.12.1
59	金沢大学医学部附属病院	石川県金沢市宝町13番1号	H 6.11.21	H 6.12.1
60	熊本大学医学部附属病院	熊本県熊本市本荘1丁目1番1号	H 6.11.21	H 6.12.1
61	名古屋大学医学部附属病院	愛知県名古屋市昭和区鶴舞町65番地	H 7.1.26	H 7.2.1
62	滋賀医科大学医学部附属病院	滋賀県大津市瀬田月輪町	H 7.1.26	H 7.2.1
63	京都大学医学部附属病院	京都府京都市左京区聖護院川原町54	H 7.1.26	H 7.2.1
64	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩治町89の1	H 7.1.26	H 7.2.1
65	山梨大学医学部附属病院	山梨県中巨摩郡玉穂町下河東1110番地	H 7.2.20	H 7.3.1
66	浜松医科大学医学部附属病院	静岡県浜松市東区半田山1丁目20番1号	H 7.2.20	H 7.3.1
67	群馬大学医学部附属病院	群馬県前橋市昭和町3丁目39番15号	H 7.2.20	H 7.3.1
68	佐賀大学医学部附属病院	佐賀県佐賀市鍋島5丁目1番1号	H 7.2.20	H 7.3.1

区分	医療機関名	所在地	審議日	承認効力日
69	福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1番地	H18. 3.27	H18. 4. 1
70	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	H18. 3.27	H18. 4. 1
71	筑波大学附属病院	茨城県つくば市天久保2丁目1番地の1	H 7. 3.15	H 7. 4. 1
72	東京大学医学部附属病院	東京都文京区本郷7丁目3番1号	H 7. 3.15	H 7. 4. 1
73	九州大学病院	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	H 7. 3.15	H 7. 4. 1
74	名古屋市立大学病院	愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地	H18. 3.27	H18. 4. 1
75	奈良県立医科大学附属病院	奈良県橿原市四条町840番地	H19. 1.22	H19. 4. 1
76	札幌医科大学附属病院	北海道札幌市中央区南1条西16丁目291番地	H19. 1.22	H19. 4. 1
77	横浜市立大学附属病院	神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地	H17. 3.30	H17. 4. 1
78	京都府立医科大学附属病院	京都府京都市上京区河原町通広小路 upper 堀井町465	H 8. 3. 8	H 8. 4. 1
79	防衛医科大学校病院	埼玉県所沢市並木3丁目2番地	H 9. 1.22	H 9. 2. 1
80	大阪市立大学医学部附属病院	大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号	H18. 3.27	H18. 4. 1
81	大阪府立成人病センター	大阪府大阪市東成区中道1丁目3番3号	H18. 3.27	H18. 4. 1
82	東京女子医科大学病院	東京都新宿区河田町8番1号	H19. 8. 9	H19. 9. 1

6. 地域医療支援病院一覧

(平成20年1月30日現在)

	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
1	北海道	函館市医師会病院	240	平成11年3月18日	南渡島医療圏
2	北海道	釧路市医師会病院	126	平成11年8月5日	釧路医療圏
3	北海道	旭川赤十字病院	765	平成16年5月17日	上川中部医療圏
4	北海道	総合病院北見赤十字病院	695	平成17年4月28日	北網療圏
5	北海道	札幌社会保険総合病院	276	平成18年10月3日	札幌医療圏
6	青森県	八戸市立市民病院	609	平成14年11月29日	八戸医療圏
7	青森県	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	474	平成16年9月22日	八戸医療圏
8	岩手県	岩手県立中央病院	730	平成19年7月18日	盛岡医療圏
9	宮城県	財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院	330	平成10年9月1日	仙台医療圏
10	宮城県	仙台厚生病院	383	平成14年11月14日	仙台医療圏
11	宮城県	みやぎ県南中核病院	300	平成16年11月19日	仙南医療圏
12	宮城県	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	698	平成17年11月25日	仙台医療圏
13	宮城県	宮城県立こども病院	160	平成18年11月15日	仙台医療圏
14	宮城県	東北厚生年金病院	500	平成18年11月15日	仙台医療圏
15	宮城県	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	389	平成19年12月25日	塩釜医療圏
16	秋田県	秋田県成人病医療センター	127	平成12年2月23日	秋田周辺医療圏
17	秋田県	能代山本医師会病院	200	平成12年2月23日	能代・山本医療圏
18	山形県	山形市立病院済生館	585	平成15年11月25日	村山医療圏
19	福島県	財団法人竹田総合病院	1,097	平成14年2月22日	会津医療圏
20	福島県	労働者健康福祉機構福島労災病院	428	平成15年5月18日	いわき医療圏
21	福島県	財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	430	平成18年3月1日	県中医療圏
22	福島県	財団法人星総合病院	480	平成19年3月30日	県中医療圏
23	茨城県	筑波メディカルセンター病院	409*	平成11年3月25日	つくば医療圏
24	茨城県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	500	平成18年8月11日	水戸医療圏
25	茨城県	取手北相馬保健医療センター医師会病院	215	平成18年8月11日	取手・龍ヶ崎医療圏
26	茨城県	独立行政法人国立病院機構茨城東病院	470	平成19年7月13日	常陸太田・ひたちなか医療圏
27	栃木県	佐野医師会病院	153	平成12年3月24日	両毛医療圏
28	栃木県	大田原赤十字病院	556	平成18年12月14日	県北医療圏
29	群馬県	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	255	平成11年6月1日	伊勢崎佐波医療圏
30	群馬県	前橋赤十字病院	592	平成13年12月27日	前橋医療圏
31	群馬県	独立行政法人国立病院機構高崎病院	451	平成17年2月28日	高崎・安中医療圏
32	群馬県	医療法人社団日高会日高病院	185	平成17年4月1日	高崎・安中医療圏
33	群馬県	公立藤岡総合病院	395	平成18年4月1日	藤岡医療圏
34	埼玉県	大宮医師会市民病院	240	平成10年10月1日	中央医療圏
35	埼玉県	埼玉県立小児医療センター	300	平成10年10月1日	東部医療圏
36	埼玉県	社団法人東松山医師会病院	269	平成14年2月18日	比企医療圏
37	埼玉県	北里研究所メディカルセンター病院	440	平成15年7月29日	中央医療圏
38	埼玉県	医療法人財団石心会狭山病院	349	平成16年7月28日	西部第一医療圏

(平成20年1月30日現在)

	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
39	埼玉県	医療法人社幸会行田総合病院	278	平成16年11月5日	利根医療圏
40	埼玉県	社会福祉法人恩賜財団済生会埼玉県済生会栗橋病院	314	平成19年8月17日	利根医療圏
41	埼玉県	深谷赤十字病院	506	平成19年8月17日	大里医療圏
42	埼玉県	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	350	平成19年11月2日	西部第一医療圏
43	千葉県	安房医師会病院	149	平成13年4月1日	安房医療圏
44	千葉県	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	862	平成16年12月20日	安房医療圏
45	千葉県	千葉県こども病院	203	平成16年12月24日	千葉医療圏
46	千葉県	成田赤十字病院	719	平成18年8月30日	印旛山武医療圏
47	千葉県	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院	400	平成19年3月30日	市原保健医療圏
48	東京都	(財)東京都保健医療公社多摩南部地域病院	318	平成10年9月4日	南多摩医療圏
49	東京都	(財)東京都保健医療公社東部地域病院	313	平成10年9月4日	区東北部医療圏
50	東京都	医療法人財団河北総合病院	315	平成18年5月9日	区西部医療圏
51	東京都	日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院	611	平成18年5月9日	北多摩南部医療圏
52	東京都	財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院	320	平成18年5月9日	北多摩南部医療圏
53	東京都	財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター	340	平成18年5月9日	北多摩北部医療圏
54	神奈川県	藤沢市民病院	506	平成12年4月21日	湘南東部医療圏
55	神奈川県	恩賜財団済生会横浜市南部病院	500	平成15年9月29日	横浜南部医療圏
56	神奈川県	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	489	平成15年10月6日	湘南西部医療圏
57	神奈川県	神奈川県厚生農業協同組合連合会相模原協同病院	500	平成15年10月24日	県北医療圏
58	神奈川県	国家公務員共済組合連合会総合病院横須賀共済病院	812	平成16年3月31日	横須賀・三浦医療圏
59	神奈川県	神奈川県立こども医療センター	422	平成16年11月8日	横浜南部医療圏
60	神奈川県	財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	410	平成16年11月8日	横浜西部医療圏
61	神奈川県	横須賀市立市民病院	482	平成18年9月21日	横須賀・三浦医療圏
62	神奈川県	横浜市立市民病院	626	平成18年9月22日	横浜西部医療圏
63	神奈川県	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院	610	平成18年9月27日	川崎南部医療圏
64	神奈川県	公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター	720	平成19年9月26日	横浜南部医療圏
65	神奈川県	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院	650	平成19年9月26日	横浜北部医療圏
66	神奈川県	独立行政法人国立病院機構横浜医療センター	552	平成19年9月26日	横浜西部医療圏
67	新潟県	済生会新潟第二病院	500	平成14年8月27日	新潟医療圏
68	新潟県	新潟市民病院	660	平成19年10月31日	新潟医療圏
69	福井県	福井県済生会病院	466	平成16年3月29日	福井・坂井医療圏
70	福井県	福井県立病院	1082	平成19年6月11日	福井・坂井医療圏
71	福井県	福井赤十字病院	616	平成19年6月11日	福井・坂井医療圏
72	長野県	特定医療法人慈泉会相澤病院	471	平成13年8月2日	松本医療圏
73	長野県	独立行政法人国立病院機構長野病院	420	平成14年11月14日	上小医療圏
74	長野県	諏訪赤十字病院	475	平成14年11月14日	諏訪医療圏
75	長野県	長野赤十字病院	774	平成15年8月5日	長野医療圏
76	長野県	飯田市立病院	407	平成16年7月30日	飯伊医療圏